

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県私立高等学校等奨学給付金支給申請書

次の 4 点（家計急変により申請される場合は 5 点）を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は、岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請を行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ☐ 申請後に年収見込額に変更があった場合は申し出ます。

（記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）
岐阜県私立高等学校等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL（ ）	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」を「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学 する 学校	学校の名称						
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	在学期間	年 月 日 ～			学年		
過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1 回 2 回 3 回 不明 □ □ □ □ □			
	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1 回 2 回 3 回 不明 □ □ □ □ □			

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間について】（次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国		
②	☐	日本国以外		

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在籍期間等を以下のとおり申請します。

上記（１）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。
また、必要事項を記入してください。

③	☐	特別永住者			
④	☐	永住者			
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日	
⑥	☐	永住者の配偶者等			
⑦	☐	定住者	在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日	
			日本国に永住する意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）	
⑧	☐	家族滞在	在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日	
			日本国の小学校の卒業の有無	☐ 卒業した ☐ 卒業していない	
				小学校名	
			所在地		
				日本国の中学校の卒業の有無	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
			中学校名		
			所在地		
日本国で就労する意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）				
⑨	☐	上記以外の在留資格（留学等）	在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日	

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

(1) 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認するため、次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	岐阜県内の私立高等学校等に在学しており、就学支援金又は新修学支援金の申請をしたので、国籍等が記載された確認書類の添付を省略します。
②	☐	「住民票の写し（原本。個人番号が記載されていないもの。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
③	☐	「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
④	☐	「在留カードの写し（コピー）」を添付します。

(2) 在留資格が「家族滞在」であり、「日本国の小学校及び中学校を卒業し」、「日本国で就労する意思がある」場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。

⑤	☐	「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証書」を添付します。
⑥	☐	「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証書」を添付します。

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1)生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2)次の者の課税証明書類等を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※専攻科の場合、「親権者」を「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

(3)次の理由により、証明書類を提出しません。

☐	○所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

※（2）又は（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
--------------------------	--

【振込口座について】（該当する□にレ印を付けてください。）

※給付金を受領する権限を学校法人に委任する場合、記入は不要です。

(1)☐ 振込希望口座は、下記のとおりです。（通帳のコピーを添付してください。）

口座名義	フリガナ							※申請者と同じ名義であること
	氏 名							
振込先	金融機関コード				店舗コード		金融機関名	本支店名
	預金種目				普通（総合口座を含む）			
	口座番号							

(2)☐ 昨年度と同じ口座を希望します。（昨年度、岐阜県で受給された場合のみ可。）

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

☐	申請した内容について、「高等学校等就学支援金」又は「高校生等・新修学支援金」の申請・届出において、岐阜県に提出している証明書類や電子データにより確認されることに、同意します。
☐	証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。

3/3

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」又は「⑯特定教育施設」の別を記入すること。

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

○専攻科以外の場合

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)に該当する場合は、県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、私学振興課へ相談してください。

- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

○専攻科の場合

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】（2）①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】（2）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

【振込口座について】の添付書類は、次によって添付してください。

通帳のコピーは、氏名、金融機関名、本支店名、口座番号等が分かる見開き部分としてください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。